

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

	規 則	ペー ジ
○ 北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】		1 9 9 7
	告 示	
○ 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】		1 9 9 8
	訂 正	
○ 第 2 7 9 5 号の訂正【人事委員会事務局任用課】		2 0 0 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

精神障害者の措置入院に要する費用の徴収額の算定について、所得税法等の改正によって生じる影響を調整するための規定を加えることにしました。

この規則は、平成24年7月24日から施行し、改正後の北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の規定は、同年6月1日から適用することにしました。

北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月24日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第73号

北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

北九州市精神障害者措置入院費徴収規則（平成8年北九州市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第1項中「規定」の次に「その他市長が別に定める方法」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の規定は、平成24年6月1日から適用する。

北九州市告示第289号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり

2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日は、返還業務を行わない。

3 問い合わせ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成24年6月18日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	14台	平成24年 6月13日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	98台	平成24年 6月26日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	14台	平成24年 6月22日	
上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外	2台	平成24年 6月4日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	6台	平成24年 6月4日	
	1台	平成24年 6月7日	
	3台	平成24年 6月8日	
	21台	平成24年 6月11日	
	5台	平成24年 6月12日	
	1台	平成24年 6月13日	
	13台	平成24年 6月15日	
	2台	平成24年	

		6月19日	
	4台	平成24年 6月20日	
	1台	平成24年 6月22日	
	51台	平成24年 6月26日	
	2台	平成24年 6月27日	
	3台	平成24年 6月29日	
J R 南小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	7台	平成24年 6月7日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	40台	平成24年 6月12日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
J R 朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	9台	平成24年 6月21日	
上記以外の小倉南区自 転車放置禁止区域外	9台	平成24年 6月1日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	8台	平成24年 6月14日	
	6台	平成24年 6月26日	

若松駅周辺地区自転車 放置禁止区域	1台	平成24年 6月15日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
上記以外の若松区自転車 放置禁止区域外	9台	平成24年 6月4日	
	1台	平成24年 6月12日	
	2台	平成24年 6月14日	
	2台	平成24年 6月19日	
	2台	平成24年 6月20日	
	1台	平成24年 6月26日	
JR八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	9台	平成24年 6月8日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区自 転車放置禁止区域外	1台	平成24年 6月1日	
	1台	平成24年 6月12日	
	1台	平成24年 6月18日	
	4台	平成24年	

		6月21日	
	1台	平成24年 6月29日	
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	14台	平成24年 6月19日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	31台	平成24年 6月6日	北九州市八幡西区長崎町2 番
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6台	平成24年 6月25日	
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6台	平成24年 6月11日	
上記以外の八幡西区自 転車放置禁止区域外	7台	平成24年 6月7日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	16台	平成24年 6月14日	北九州市戸畑区三六町13 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	14台	平成24年 6月20日	
上記以外の戸畑区自転 車放置禁止区域外	3台	平成24年 6月1日	
	1台	平成24年 6月14日	
	1台	平成24年	

	6 月 2 6 日	
--	-----------	--

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成24年	第2795号	1110	一行目	北九州市人事 委員会公告第 2号	北九州市人事 委員会公告第 1号